

おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱

〔 令和2年4月1日
告示第125号 〕

改正 令和6年3月27日告示第77号

(趣旨)

第1条 おおい町ふるさと体験事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号)及びおおい町まちづくり課所管補助金等交付要綱(平成18年おおい町告示第18号)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本町に関心を持つ町外の者(おおいサポーター設置要綱(平成31年おおい町告示第2号)第5条に定める登録申込書を提出した者をいう。以下「おおいサポーター登録申込者」という。)又は町外の者で構成する団体(全員がおおいサポーター登録申込者である団体をいう。)であって、町内での活動や体験、町民との交流等を目的に本町を訪問し、次の各号の活動(以下「補助対象活動」という。)のいずれか1つ以上を行うものとする。

- (1) 町が指定するイベントのボランティア運営スタッフとしての活動
- (2) おおい町一次産業体験事業(農林水産課が行うものに限る。)への参加活動
- (3) 包括連携協定を締結している大学の学生が行う、町民との交流を伴う活動(町民との交流活動に関するレポートが提出されるものに限る。)
- (4) 複数の町民との交流を伴うまちづくりに関する調査研究活動(大学生を含む活動であって調査結果報告書が提出されるものに限る。)
- (5) おおい町まちづくりアイデアコンテストにおいて優秀な成績を収め、町がアイデアの事業化を支援した取組を、コンテストに参加した大学の学生等が継続又は拡大して実施するための活動

2 次条第1項に定める交通費相当額が、他の補助事業において補助対象経費となる場合は、前項の規定にかかわらず、補助対象活動としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、自宅からおおい町までの往復移動に要する交通費相当額とする。ただし、別表第1に定める地方区分に応じ別表第2に定める額を上限とする。

2 前項の規定による交通費相当額は、別表第3に定める経費とする。

(申込み及び決定)

第4条 補助対象者又は補助対象者が属する団体を代表する者(以下「申請者」という。)

は、補助対象活動を実施しようとするときは、おおい町ふるさと体験事業 申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その認否を決定し、おおい町ふるさと体験事業決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第5条 申請者は、補助対象事業終了後に、おおい町ふるさと体験事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、おおい町ふるさと体験事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 申請者は補助金の交付を請求しようとするときは、請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

（補助金の返還）

第8条 町長は、前条の規定に基づき、補助を取り消した場合においては、期限を定めて当該補助金の返還を請求するものとする。

（報告及び書類の提出の請求）

第9条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、補助金の交付を受けた申請者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日告示第77号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地方区分	都道府県名
北海道地方	北海道
東北地方	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東地方	東京都・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県
中部地方	新潟県・富山県・石川県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県
近畿地方	京都府・大阪府・三重県・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国地方	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国地方	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方	福岡県・佐賀県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
県内	福井県（おおい町を除く。）

別表第2（第3条関係）

地方区分	一人当たり基礎額	上限額
北海道地方	19,000円	左欄の額に体験者数を乗じた額
東北地方		
関東地方	13,000円	
中部地方	5,000円	
近畿地方		
中国地方	10,000円	
四国地方		
九州地方	17,000円	
県内	2,000円	

別表第3（第3条関係）

交通手段区分	対象交通費
公共交通機関	鉄道賃、船賃、航空賃、車（路線バス、タクシー）賃
自動車	高速道路利用料、レンタカー等借上料、燃料費（自動車借上地（自家用車の場合は自宅）からおおい町役場までの往復距離に1キロメートル（1キロメートル未満四捨五入）につき15円を乗じた額）

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

おおい町長 様

申請者 住所
氏名
(連絡先 — —)

おおい町ふるさと体験事業 申込書

おおい町ふるさと体験事業に申し込みたいので、おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり申し込みます。

活動年月日	年 月 日 から 年 月 日まで (日)				
補助対象活動 *該当するもの 全てに☑を入れ てください。	<input type="checkbox"/> イベントのボランティア運営スタッフ活動 <input type="checkbox"/> おおい町一次産業体験事業への参加活動 <input type="checkbox"/> 包括連携協定大学の学生が行う町民との交流活動 <input type="checkbox"/> まちづくりに関する調査研究活動 <input type="checkbox"/> アイデアコンテストの事業化を継続又は拡大して実施するための活動				
宿 泊	<input type="checkbox"/> 有 (宿泊先:) <input type="checkbox"/> 無				
体験者数	人				
体験者	氏 名	住 所	生年月日	性別	続柄
	申請者				本人
同行者					

*体験者欄が不足する場合は、同様の内容を記載のうえ、別紙（任意様式）として添付してください。

*おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱第2条第3号、第4号又は第5号に該当する学生の場合は、学生証の写しを添付してください。

*体験者全員のおおいサポーター登録申込書を添付してください。

※希望する動機や予定している体験内容について記入ください。

① イベントのボランティア運営スタッフ活動

- ・希望するイベント
- ・ボランティアとして活用可能な資格等
- ・活動可能時間など

② おおい町一次産業体験事業への参加活動

③ 包括連携協定大学の学生が行う町民との交流活動

- ・交流の具体的な内容

④ まちづくりに関する調査研究活動

- ・調査研究したい内容

⑤ アイデアコンテストの事業化を継続又は拡大して実施するための活動

- ・実施する内容

■体験先等斡旋希望の有無

希望する

・

希望しない

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

おおい町長

おおい町ふるさと体験事業決定書

年 月 日付けで申し込みのあった体験事業については、下記のとおり決定したので、おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 決定の内容 承認 ・ 否認
- 2 承認の条件又は否認の理由

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

おおい町長 様

住所

氏名

印

（連絡先 — — ）

おおい町ふるさと体験事業補助金交付申請書兼実績報告書

おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、補助金の交付を申請し、事業の実績を報告します。

記

補助事業の名称	おおい町ふるさと体験事業				
活動年月日	年 月 日 から 年 月 日まで（ 日）				
補助対象活動 *該当するもの全てに☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> イベントのボランティア運営スタッフ活動 <input type="checkbox"/> おおい町一次産業体験事業への参加活動 <input type="checkbox"/> 包括連携協定大学の学生が行う町民との交流活動 <input type="checkbox"/> まちづくりに関する調査研究活動 <input type="checkbox"/> アイデアコンテストの事業化を継続又は拡大して実施するための活動				
宿泊	<input type="checkbox"/> 有（宿泊先： ） <input type="checkbox"/> 無				
体験者数	人				
体験者	氏名	住所	生年月日	性別	続柄
申請者					本人
同行者					

*体験者欄が不足する場合は、同様の内容を記載のうえ、別紙（任意様式）として添付ください。

交付申請額の算出方法		
補助対象経費 (A)	補助限度額 (B)	補助金交付 申請額 (A)又は(B)の 少ない方の額
円	円	円

(注) 補助対象経費及び補助限度額は、別紙計算書により算定される額を記載

- 添付書類 活動状況が確認できる書類 (別添1)
活動記録写真 (別添2)
補助対象経費の内容が確認できる証拠書類 (別添3)

別紙計算書

補助対象経費算定

利用交通手段		交通費実費
<input type="checkbox"/> 公共交通機関 (鉄道賃、船賃、航空賃、車(路線バス、タクシー)賃)		円
<input type="checkbox"/> 自動車	高速道路利用料	円
	レンタカー等借上料	円
	駐車料	円
	燃料費※	円
合 計		(A) 円

※燃料費については、以下の計算により算定

自宅から基準地(おおい町役場)までの片道距離① (小数点以下の端数は四捨五入)	単価②	燃料費(①×2×②)
km	15円	円

補助限度額算定

出発地区分	一人当たりの限度額①	体験人数②	限度額(①×②)
北海道地方	19,000円	人	円
東北地方			
関東地方	13,000円	人	円
中部地方	5,000円	人	円
近畿地方			
中国地方	10,000円	人	円
四国地方			
九州地方	17,000円	人	円
県内	2,000円	人	円
合 計		人	(B) 円

別添1 〈第1号活動の場合〉

イベントのボランティア運営スタッフ活動を証する資料

イベント名	
活動内容	

イベント主催者等 活動確認者 氏名・確認印	印
-----------------------------	---

〈第2号活動の場合〉

おおい町一次産業体験事業への参加活動を証する資料

活動場所	
活動内容	

農林水産課確認欄	印
----------	---

〈第3号活動の場合〉

包括連携協定大学の学生が行う町民との交流活動を証する資料

活動場所	
活動内容	

交流先の活動確認者 氏名・確認印	印
---------------------	---

各体験者のレポート、所感、感想文等を添付すること。

〈第4号活動の場合〉

まちづくりに関する調査研究活動を証する資料

活動場所	
活動内容	

調査結果報告書を添付すること。(後日提出となる場合は、以下の確約欄を記入すること。)

調査結果報告書 確約欄	調査結果報告書については、後日提出することを確約します。 氏名 印
----------------	--------------------------------------

〈第5号活動の場合〉

アイデアコンテストの事業化を継続又は拡大して実施するための活動を証する資料

活動場所	
活動内容	

まちづくり課確認欄	印
-----------	---

活動記録写真

(写真貼付欄)

※体験者全員が確認できる写真 1 枚を含む。

別添3

補助対象経費の内容が確認できる証拠書類

(領収書等貼付欄)

様式第4号（第5条関係）

おおい町指令 第 号

住 所
氏 名

おおい町ふるさと体験事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、おおい町ふるさと体験事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

おおい町長

記

- 1 決定の内容 交 付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

様式第5号（第6条関係）

請 求 書

金 円也

ただし、 年度おおい町ふるさと体験事業補助金として

年 月 日

おおい町長 様

住 所
氏 名

印

振込先

金融機関名	支店名	口座 種別	口座番号	口座名義人（かな）
		普通 当座		